

四條畷市公告第 23 号

公募型プロポーザル公告

四條畷市シティプロモーション広告事業を委託するにあたり、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

平成30年11月2日

四條畷市長 東 修平

記

1 業務概要

- (1) 業務の名称 四條畷市シティプロモーション広告事業委託
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から平成31年3月29日まで
- (3) 実施場所 四條畷市中野本町地内
- (4) 業務の内容 別紙「四條畷市シティプロモーション広告事業委託仕様書」のとおり

2 予算限度額

4,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当しない者であること。
- (2) 平成30年度において、四條畷市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「物品・その他業務」の「その他業務」の種目「広告代理」、取扱品目「広告代理」で登録されていること。
- (3) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。
- (4) 国又は地方自治体若しくは四條畷市建設工事等指名停止要綱第2条の規

- 定による指名停止期間中でないこと。
- (5) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
 - (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始申立てをしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。
 - (8) 予算限度額以下で請け負うことができること。
 - (9) 業務体制として、統括責任者、グラフィックデザイナー及び各業務担当者を配置し、各業務を担当すること。また、統括責任者は、参加申込書等の提出日以前に直接的かつ継続的な雇用関係を3ヶ月以上有し、グラフィックデザイナー及び他の業務担当者を兼務してはならない。

4 参加申込手続

別紙「四條畷市シティプロモーション広告事業委託公募型プロポーザル実施要領」のとおり

5 添付資料

- (1) 四條畷市シティプロモーション広告事業委託公募型プロポーザル実施要領
- (2) 四條畷市シティプロモーション広告事業企画提案について
- (3) 四條畷市シティプロモーション広告事業委託仕様書
- (4) 四條畷市シティプロモーション広告事業委託プロポーザル審査基準
- (5) 様式第1号から様式第8号まで

6 問い合わせ先

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市 総合政策部 魅力創造室

電話 072-877-2121 (代) 内線363

FAX 072-877-2074